

栃木市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を次のとおり公表します。

令和2年12月25日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

第1 監査の種類 財政援助団体等監査

第2 監査の期間 令和2年9月18日から令和2年10月14日まで

第3 監査の対象

1 対象団体等

(1) 指定管理者

指定管理者名	施設名称	所管課
株式会社メディカルフィットネス とちの木	栃木市総合運動公園	建設部 公園緑地課
一般社団法人宅建とちぎ公営住宅 管理センター	栃木市営住宅及び栃木市 特定公共賃貸住宅	都市整備部 住宅課

2 対象事務

令和元年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の着眼点

1 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行が適正に行われ、指定管理施設の設置目的に沿った効果的な運営に努めているか。
- (2) 指定管理施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。また、経費節減に努めているか。
- (3) 所管課は、適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、効果を検証しているか。

## 第5 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、対象団体及び所管課にあらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類の閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

## 第6 監査の結果

### 1 株式会社メディカルフィットネスとちの木

#### (1) 団体概要

株式会社メディカルフィットネスとちの木は、市民福祉の向上及び健康増進を図ることを目的に平成20年7月に設立し、地球にやさしい施設づくり、市民がレクリエーション、スポーツに親しめる環境づくり、スポーツ医学に基づいた「体づくり」「健康づくり」を掲げ、市内の総合運動公園、健康増進施設及び福祉施設の管理運営を行っている。

栃木市総合運動公園については、平成21年4月から指定管理者の指定を受け、適切な施設管理を行うとともに効果的な事業に取り組んでおり、利用者の増加や満足度の向上を図っている。

#### (2) 令和元年度の収支状況

##### ア 指定管理業務

収入		支出	
項目区分	決算額 (円)	項目区分	決算額 (円)
指定管理料	176,624,027	人件費	116,206,188
利用料収入	31,021,402	管理運営費	28,212,145
雑収入	809,494	光熱水費	24,876,098
		修繕料	9,682,722
		委託料	40,093,331
		使用料及び賃借料	826,530
合計	208,454,923	合計	219,897,014

収支差引 -11,442,091 円

##### イ 自主事業

項目	決算額 (円)	項目	決算額 (円)
収入合計	59,431,763	支出合計	54,559,091

収支差引 4,872,672 円

#### (3) 監査結果

##### ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市総合運動公園の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

## イ 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

## ウ 指導事項

重要な点において、次のとおり指導に該当する事項が見受けられた。

### (ア) 事業計画書の提出期日及び内容の確認について

毎年度提出される事業計画書については、基本協定書第23条に規定されているとおり、市の指定する期日までに提出し市の確認を得なければならないものである。そして、市は単に確認するだけにとどまらず、それまでの実績を踏まえ必要に応じて内容を協議し、それらを経て4月1日から指定管理者が事業開始できるよう臨むべきである。

所管課によると、提出期限は前年度の3月31日までと定めているとのこと、令和2年度事業計画書は3月29日に提出されているが、事業計画書の内容の確認及び協議を実質1日、2日で行うことは、施設の規模、事業内容を考慮すると時間的に困難で、形式的な提出になっていると言わざるを得ない。

所管課においては、事業計画書について、より良い施設運営に結び付くよう内容を確認し、必要に応じ指定管理者と協議するとともに、それらを行うため必要かつ十分な提出期日を設け、その上で滞りなく次年度の事業が開始できるよう改善されたい。

### (イ) 人件費の会計区分について

自主事業に係る収支については、仕様書において、自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、自主事業で得た収入は指定管理者の収入とすることと定めていることから、指定管理業務に係る収支とは区分して会計を経理することが求められる。

令和元年度事業報告書の収支決算に記載された人件費について、関係帳簿類を照合したところ、指定管理業務の人件費に自主事業のトレーナー業務に関わる職員を含む全ての正職員の給料が計上されているなど、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費が適切に区分されているとは言い難い状況である。

指定管理者から予め措置状況の報告があった総括責任者の役員報酬に関する事、及びパート・アルバイトを含む全職員の通勤手当に関する事も含め、所管課においては、指定管理者の人件費に係る会計区分の実態を把握するとともに、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費とが適切に区分されるよう指定管理者に指導されたい。

以上の2項目について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

## 2 一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター

### (1) 団体概要

一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センターは、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした公営住宅の維持管理に関する一切のことを業務として行うことを目的に、平成25年7月に共同企業体として設立した。

栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅については、平成26年4月から指定管理者の指定を受け、適切かつ効率的な管理運営に努めている。

なお、平成31年2月に一般社団法人に改組し、現在に至っている。

### (2) 令和元年度の収支状況

#### ア 指定管理業務

収入		支出	
項目区分	決算額 (円)	項目区分	決算額 (円)
指定管理料	40,780,000	人件費	15,357,517
雑入	206,759	運営費	16,823,459
		委託料	6,641,621
		使用料及び賃借料	1,816,880
		雑費	315,540
合計	40,986,759	合計	40,955,017

収支差引 31,742円

### (3) 監査結果

#### ア 総括

第1から第5に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、栃木市営住宅及び栃木市特定公共賃貸住宅の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

#### イ 指摘事項

重要な点において、指摘に該当する事項は見られなかった。

#### ウ 指導事項

重要な点において、次のとおり指導に該当する事項が見受けられた。

#### (ア) 収支決算における維持補修費について

令和元年度事業報告書の収支決算に記載された維持補修費について、法人の決算報告書と照合したところ、帳簿上の維持補修費に租税公課費を加えた金額となっていた。

事業報告書の収支決算は、実績を把握するとともに、指定管理料を算定する基礎となる重要な資料であり、正確な金額を記載することが求められる。

所管課においては、提出された事業報告書について関係書類と照合するよう

努めるとともに、指定管理者に対し適正かつ正確な事業報告書を作成するよう指導されたい。

(イ) 花火大会への協賛金について

令和元年度事業報告書の収支決算に記載された雑費について、関係帳簿類を照合したところ、花火大会への協賛金が含まれていた。

指定管理者が、法人として地域の花火大会の趣旨に賛同し、協賛すること自体に異論はないが、その協賛金を指定管理業務の経費に加えることは適正とは認められない。

所管課においては、指定管理業務に含まれない経費が収支決算に計上されることのないよう適切に指定管理者に指導されたい。

以上の2項目について、措置状況の報告を求めるので、是正又は改善のための措置を検討していただきたい。

なお、軽微な事項については、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。